〔別紙１〕

随意契約理由書

神戸市

件　　名	令和８年度　西クリーンセンタークレーン点検整備
契 約 業 者 名	JFEプラントエンジ株式会社　関西営業部
随意契約の理由	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に該当

随意契約の相手方を選定した理由

西クリーンセンターのごみクレーンは、収集されたごみを焼却炉に供給する設備で、24 時間連続で安定した焼却を維持するために必要となる重要な設備である。

また、灰クレーンは焼却炉から連続して排出される灰（焼却残渣）を運搬車両に積込むための設備で、灰は施設内に長期間貯留出来ないことから、施設の安定稼働に重要な役割をもつ設備である。

各クレーンは、プラントメーカーの要求を受けて、上記業者が独自に設計、製作、据付を行ったものであり、他者では各クレーンの構造や性能はもとより、本点検整備に必要となる図面や技術資料を有しておらず、これらは他者では知り得ない情報であるため、上記業者でしか履行することは出来ない。

以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。

担当部署 **（問合せ先）**	環境局西クリーンセンター （電話番号０７８－９７４－２００５）